

申29号 JR東日本・東京支社による人権侵害、差別、利益誘導による執拗な脱退強要の根絶を求める緊急申し入れ団体交渉を行う！～その2～

～その1からの続き～

私たちが申1号交渉で指摘した事象について、到底納得できない苦しい回答が連発！

1. 柏駅で3月下旬に行われた、支社営業部と柏駅社員との飲み会で、駅長・副駅長による数時間にわたる脱退強要について

⇒会社の回答：懇親会の目的は、定期収入が多い柏駅の社員を慰労するため。駅長や副駅長の発言は、不当労働行為の意思は無いが、誤解のあった発言については指導している。

副駅長の発言—まあ、みんな最後まで組合に助けてもらってな。

いい時だけ会社に助けてもらって、そういうのが一番だらないよ。

一緒に仲良くできるのも間もなくだから、一緒に仕事はするよ。仲良くやるかは分からない。

⇒会社の回答：一部の発言について事実であり、不適切な発言であったが不当労働行為の意思は無い。

駅長—将来それでいいの。考えろよ。

⇒会社の回答：組合とは関係ない趣旨で発言したものであり、不当労働行為の認識は無い。

副駅長—早いか、遅いかあるぞ。

駅長—早く出せ、随分経っているぞ。

⇒会社の回答：このような発言をしたのか、記憶に無い。

副駅長—強制強要の飲み会だったね。来年度から話もしなくなるのかなあ。

俺、露骨だからね。平気でやるから。オンにておいて録音。

⇒会社の回答：一部の発言について事実であり、場を盛り上げようとしてこのような発言をした。誤解を招くような発言であったが、不当労働行為の意思は無い。

「誤解を招く発言」でも不当労働行為とは認めない！

2. 新宿地区指導センターで4月上旬に行われた「車掌になる上で不安を解消する会」で1時間30分ほどの会合の内、その大部分が東労組に関する話題で、脱退勧奨を目的として行われた件について

中野車掌区区長—私は勇気をもって脱退した人を評価する。

教導については、組合について積極的に強要するような者は外し、若い社員を教導にして、より不安なく働けるように考慮する。

辞める気があるなら、弱い駅にいる内に辞めた方が楽だぞ。

⇒会社の回答：一部誤解を招く発言はあったが、不当労働行為の認識は無い。

最初に脱退した人は大変だなあと言う思いで（評価すると）発言した。業務中に組合に入れと言うような人は技術指導にさせられない。就業規則に抵触するような人は技術指導にさせられないという意味で発言した。

業務中の組合活動が禁止されていることは、誰でも理解している！これは支配・介入行為だ！

〈質問〉—所属組合による昇進の差別はないということですか。

中野車掌区区長—差別はない。と言い切りたいが、所長の顔を見てくれ、それが答えだ。

⇒会社の回答：所属組合による昇進の差別は無いという意味である。

新宿地区セ所長—（しかめっ面で難しい顔）

⇒会社の回答：中野車掌区長に向かって、「何を言っているんだ。差別はないだろう」と言う戒めの気持ちを含めた態度であった。

発言をした側は話を聞いても、された側の意見は全くない！